検討内容資料

【総論】

〇委員の意見

・文京区が最新型の公契約条例になっているという話を聞いているので、これをベースにするというところは、よいと考えている。

・公契約条例を知らない人が多いままだと、効果が上がらないだろうと思うので、市民や事業者に向けての周知啓発というのは、併せて考えていくべきと思う。

・公契約条例を分からない人が大半なのかなというのが率直なところなので、事業者に何か伝わるような方法をやっていければ、いきなり公契約条例をやるよということではなくて、徐々にいろいろなところから浸透していければよい。

１　目的

案

公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り、地域経済の活性化及び市民の福祉の増進に寄与する。

【検討事項】　目的に盛り込むもの

【参考：都内市区の状況】

・適正な労働環境の整備　　１４／１７自治体
・事業の質の確保（適正な履行）　１２／１７自治体
・公平・公正な契約制度の確立（透明性の確保）　７／１７自治体
・事業者の経営環境の維持改善　　２／１７自治体
・地域経済の活性化　　１６／１７自治体
・住民福祉の向上　　１３／１７自治体
・その他　優れた人材の確保

２（1）　基本方針（理念）

案

・談合その他の不正行為を排除すること。
・公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。
・労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること。
・市内の事業者の受注機会の確保を図ること。
・公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

【検討事項】　基本方針に盛り込むもの

【参考：都内市区の状況】

・なし　４／１７自治体
・法令遵守（不正排除）　１２／１７自治体
・事業の質の確保（適正な履行）　１０／１７自治体
・適正な労働環境の整備　１２／１７自治体
・事業者育成（受注機会の確保）　１３／１７自治体
・公正・公平な契約制度の確立（透明性の確保）　１３／１７自治体
・その他　施策の実現に寄与、多様性への配慮、環境への配慮、福祉の増進、正確な積算等着実な事業計画

２(2)　市の責務

案

公契約に関する施策を総合的に実施する。

【検討事項】　責務に盛り込むもの

【参考：都内市区の状況】

・総合的な施策実施　　１２／１７自治体
・事業の質の確保（適正な履行）　３／１７自治体
・適正な労働環境の整備　　５／１７自治体
・事業者育成（受注機会の確保）　３／１７自治体
・公正・公平な契約制度の確立（透明性の確保）　３／１７自治体
・その他　環境・経済配慮、適正な積算による予定価格、適切な履行期間

２(3)　受注者の責務

案

・法令等を遵守する。
・市の施策に協力するよう努める。
・労働環境の整備に努める。

【検討事項】　責務に盛り込むもの

【参考：都内市区の状況】
・法令遵守（不正排除）　１４／１７自治体
・適正な労働環境の整備　１４／１７自治体
・施策への協力　１１／１７自治体
・事業の質の確保（適正な履行）　３／１７自治体
・市区内事業者への下請け　６／１７自治体
・その他　下請けへの条例の説明、下請けとの公正な契約、
障害者雇用、男女共同参画、若者雇用、
市区内雇用、社会貢献、社会的責任

３(1)　労働報酬下限額の設定　公契約審議会

案

・労働報酬下限額は、次に掲げる事項等を考慮し、公契約審議会の意見を聴いて定める。

工事

公共工事の工事費積算のための労務単価

業務委託・指定管理

地域別最低賃金等の公的基準及び市の会計年度任用職員報酬

・公契約審議会は、学識経験者、労働者団体代表、事業者団体代表６名以内で構成し、労働報酬下限額等について審議する。

【検討事項】

労働報酬下限額を定める目安をどうするか。公契約審議会の構成をどうするか。

●労働者団体の意見

・労働報酬下限額を設けてほしい。

●事業者の意見

・労働報酬下限額について、労務単価の８～９割が多いということだが、あまり高い割合だと苦しい。

・下請事業者の利益が守られるようにしてほしい。

【参考：都内市区の状況】

・工事　設計労務単価　１６／１６自治体
・業務委託・指定管理　会計年度任用職員報酬　９／１６自治体
・業務委託・指定管理　最低賃金等の公的基準　８／１６自治体
・業務委託・指定管理　作業員職員の初任給　３／１６自治体
・業務委託・指定管理　建築保全労務単価　２／１６自治体
・審議会の設置　１６／１６自治体

３(2)　労働報酬下限額等　対象となる労働者等

案

・正社員、日雇い、派遣労働者、パートアルバイト
・一人親方

【適用外】
・家族経営の事業所に使用される者、家事使用人
・労働基準法第９条に該当しない者（ボランティア、会社役員等）
・最低賃金の減額の特例を受ける者
・対象契約に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
・現場代理人、主任技術者、監理技術者等
・対象契約に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者

【検討事項】　労働報酬下限額等の対象とする労働者等の範囲

●事業者の意見
・現場代理人について、低い賃金で働いている場合がある。

【参考：都内市区の状況】
・多くの自治体でほぼ同じとなっている。
・一部、従事時間３０分未満の者を対象外にしていない自治体がある。また、委託業務で６０歳以上を対象外としている自治体がある。

３(3)　労働報酬下限額等　対象となる契約

案

(1)　工事又は製造の請負契約で、その予定価格が５千万円以上のもの
(2)　次の委託契約で、年間（１２か月相当）の予定価格が１千万円以上のもの
・清掃（各施設総合管理委託など）
・機械警備を除く警備（各施設警備委託など）
・受付・案内（総合窓口課窓口業務委託・コールセンター業務委託など）
・給食調理（学校給食センター調理等業務委託）
(3)　指定管理制度を含む官民連携手法により締結する契約を全て対象とし、下請・再委託については、市が直営で実施する場合の対象契約に合致する契約

【検討事項】　労働報酬下限額等の対象とする契約の範囲

⑴　委託

【対象とする基本的な考え方】
① 年間を通じて、恒常的に履行している契約を対象とする。
② 人件費の割合が高い契約を対象とする。
③ 資格の有無など職種による賃金水準を考慮して対象とする。

【対象にしていないものとその理由】
① 廃棄物等収集運搬
特定の事業者団体等と協議の上、契約している場合が多いため。
② 学童クラブ運営
現在、国が取り組んでいる放課後児童支援員等処遇改善等事業により、賃金改善が行われており、報酬の確認まで行う仕組みがすでにあるため。
③ 草刈・樹木剪定
専門資格を有する場合が多いため。

⑵　指定管理制度を含む官民連携手法により締結する契約

・一覧は、資料２－３のとおり

【対象とする基本的な考え方】

① 指定管理料が少額である協定でも、利用料金制度※における指定管理の仕組み上、指定管理料以上の金額が経費としてかかっているため、指定管理協定は全て対象とする。

② 下請・再委託については、整合を図るため、市直営の工事や委託と対象契約の要件を揃える。

※　利用料金制度とは、指定管理者が施設の利用者から徴収した料金を指定管理者のものとする制度のこと。必要経費－利用料金＝指定管理料となる。

○委員の意見

・多摩市では、導入の段階で、総額の５０％ぐらいが対象になるようにというところで議論を始めたと聞いている。対象がより多いほうが効果を発揮しやすいが、闇雲に拡大してしまうと、事務処理が大変になって破綻をしてしまうことから、スモールスタートで進めるうえで、その辺りが妥当ではないかというところで帰結したと聞いている。

●事業者の意見

・工事請負契約にはなじみにくい。

・負担を減らすために対象を狭めてほしい。

・調査基準価格未満の受注者のみを対象としてほしい。

【参考：都内市区の状況】

・資料２－４のとおり

４(1)　受注者が行うこと　市への報告

案

受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項を市に報告する（チェックシート方式）。

【検討事項】　受注者からの市への報告をどのような形態にするか。

●事業者の意見
・事業者にも市側にも事務負担がかかる。
・提出書類は出来る限り簡素化してほしい。
・事務負担が増えるため、予定価格の増額を検討してほしい。
・下請けについては、数が多いので市が直接確認してもらうとありがたい。
・下請事業者は元請事業者に賃金を公開することに抵抗があるのではないか。

【参考：都内市区の状況】
・チェックシート方式　９／１６自治体
・台帳方式　７／１６自治体

４(2)　受注者が行うこと　連帯責任

案

受注者は、下請事業者等が労働者に支払った報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、連帯して差額に相当する金額を支払わなければならない。

【検討事項】　実効性を確保するため、下請事業者等が労働者に支払う賃金が労働報酬下限額を下回っている場合、受注者が連帯して差額に支払うこととするか。

●労働者団体の意見

・下請事業者の支払う報酬が労働報酬下限額より少ない場合は、受注者が連帯して労働報酬下限額を支払うこととしてほしい。

●事業者の意見

・元請けとしては、労働報酬下限額を確保したつもりで仕事を出しても、下請けや孫請けが労働者に支払っていないと元請けが割を食う形になるのではないか。

・下請けとは請負契約であるため、作業する人数に関知していない。下請けが必要以上の人数を雇用した場合にも、受注者が連帯責任を負うことは適切ではない。

【参考：都内市区の状況】

・連帯支払　１２／１６自治体

・必要な措置　３／１６自治体

４(3)　受注者が行うこと　継続雇用

案

受注者は、継続性のある業務に関する契約を締結するときは、当該契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努める。

【検討事項】　労働者の雇用の安定、業務の質の維持のため、労働者等の継続雇用を盛り込むか。

●事業者の意見

・従業員が同一の会社に勤めることでノウハウが蓄積していく。長く勤めることの長短があるが、継続雇用は、事業者側からすると育てた従業員と蓄積したノウハウが引き抜かれるという感覚をもっている。

【参考：都内市区の状況】

・なし　　１０／１６自治体

・継続雇用　６／１６自治体

４(4)　受注者が行うこと　その他

案

労働報酬下限額以上の報酬支払いのほか
・労働関係法令を遵守すること
・一人親方との契約時に労働関係法令の趣旨を尊重すること
・労働報酬下限額等を労働者等に対し周知すること
・市からの報告の求めや立入調査へ協力すること
・下請け等との契約において受注者と同等の遵守事項の定めをすること

【検討事項】　受注者が行うこととして盛り込む事項

【参考：都内市区の状況】

・労働関係法令の遵守　　１６／１６自治体
・一人親方との契約時に労働関係法令の趣旨の尊重　６／１６自治体
・労働者の社会保険への加入　３／１６自治体
・労働条件の市区への報告　１６／１６自治体
・労働報酬下限額等の周知　１５／１６自治体
・市区からの報告の求め、立入調査への協力　１６／１６自治体
・下請け等との契約において遵守事項の定め　８／１６自治体

５　労働者の申出

案

・労働者等は、賃金が支払われていない場合や労働報酬下限額を下回る額である場合に、市、受注者、雇用主に申し出ることができる。
・受注者や雇用主は、労働者等に対し、申し出たことを理由に解雇等の不利益な取扱いをしてはならない。

【検討事項】
実効性を確保するため、労働者等が申し出ることのできる仕組みとするか。

【参考：都内市区の状況】

・労働者の申出　　１５／１６自治体
・不利益な取扱いの禁止　１５／１６自治体

６　違反時の対応

案

・市は、定めに違反していると認めた場合は、受注者に是正を求める。
・受注者は、違反を是正し、市に報告する。
・虚偽の報告をした場合や是正をしない場合は、契約の解除ができる。その際、市の賠償責任はない。
・契約の解除をした場合や契約終了後に違反が判明した場合は、公表する。
・契約の解除をした場合には、市に違約金を支払う。

【検討事項】
違反時の対応として何を定めるか。

【参考：都内市区の状況】

・違反の是正の求め　　１５／１６自治体
・違反の是正及び報告　　１３／１６自治体
・公契約の解除等　　１５／１６自治体
・公契約の解除に係る公表　　１３／１６自治体
・公契約の解除に係る損害賠償　１３／１６自治体
・公契約の解除に係る違約金　　１０／１６自治体